

平成30年6月14日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
青森研究開発センター  
所長 藪内 典明 殿

東通原子力規制事務所  
統括原子力運転検査官 大場 國久

監視機器及び測定機器の管理における測定機器が要求事項に適合して  
いないことが判明した場合の測定結果の妥当性の評価について（指導）

平成30年度第1回保安検査において、監視機器及び測定機器の管理の実施状況を確認したところ、「青森研究開発センター原子炉施設品質保証計画書」の7.6(3)⑤「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価して記録する。」の要求事項に対して不十分であることが確認されました。

本件は、GM管式サーベイメータ（GM-4）の故障において、それまでに測定した結果の妥当性評価として、平成29年11月9日の施設定期自主検査以降、週1回の点検により、12月26日までの間は当該サーベイメータの測定値の正当性が保証された状態に維持されていたこと、12月26日から故障を確認した12月28日までは測定に使用していなかったことから、故障までに測定した結果に影響はなかったと評価しているものの、その評価結果が記録されていなかったものであり、下記のとおり対応を求めます。

#### 記

測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を記録するように改善を図ること。